

第39回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2018年11月16日（金曜日）
午前10時

開催場所

茨城県つくば市竹園2丁目20番3号
つくば国際会議場3階 中ホール300
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案

第1号議案	定款一部変更の件	3
第2号議案	取締役9名選任の件	5
第3号議案	監査役1名選任の件	14
第4号議案	当社の取締役及び従業員に対する ストック・オプションとして の新株予約権を発行する件	15

Right-on[®]

証券コード 7445

株式会社ライトオン代表取締役社長 **川崎 純平****第39回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2018年11月15日（木曜日）午後6時**までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2018年11月16日（金曜日）午前10時
2 場 所	茨城県つくば市竹園2丁目20番3号 つくば国際会議場3階 中ホール300 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第39期（2017年8月21日から2018年8月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第39期（2017年8月21日から2018年8月20日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件</p> <p>第2号議案 取締役9名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 当社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行する件</p>

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://biz.right-on.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://biz.right-on.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年8月21日から翌年8月20日までの1年としておりますが、より効率的な事業運営を行うため、当社の事業年度を毎年9月1日から翌年8月末日までに変更するものであります。

これに伴い現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月 <u>20日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月 <u>末日</u> とする。
第13条～第40条 <条文省略>	第13条～第40条 (現行のとおり)
(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>8月21日</u> から翌年8月 <u>20日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>9月1日</u> から翌年8月 <u>末日</u> までの1年とする。
第42条 <条文省略>	第42条 (現行のとおり)
(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月 <u>20日</u> とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年2月 <u>20日</u> とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月 <u>末日</u> とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年2月 <u>末日</u> とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第44条 <条文省略></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>第44条 (現行のとおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 (第40期の事業年度)</u> 第41条の規定にかかわらず、第40期の事業年度は、2018年8月21日から2019年8月末日までの12か月11日間とする。</p> <p><u>第2条 (中間配当の基準日の変更)</u> 第43条第2項の規定にかかわらず、第40期の中間配当の基準日は2019年2月20日とする。</p> <p><u>第3条 (附則の有効期限)</u> 本附則は、2019年8月末日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役8名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、社外取締役3名を含む、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当等	当事業年度における取締役会への出席状況(出席率)
1	ふじ 藤原 まさ ひろ 博	再任 代表取締役会長	13回/13回 (100%)
2	よこ 横内 たつ はる 治	再任 取締役副会長	13回/13回 (100%)
3	かわ 川 さき じゅん ぺい 平	再任 代表取締役社長 兼 管理本部長	10回/10回 (100%)
4	ふじ 藤原 ゆう すけ 介	再任 取締役 店舗開発・海外事業本部長	13回/13回 (100%)
5	いし 石 だ じゅん いち 一	再任 取締役 店舗運営本部長	13回/13回 (100%)
6	い 和 ずみ 泉 たかし 崇	新任 執行役員 商品本部長 兼 メンズ商品部長 兼 キッズ商品部長 兼 ノーティードッグ商品部長	-
7	こ 小 はま 濱 ひろ 裕 まさ 正	再任 社外 独立 取締役	13回/13回 (100%)
8	ます 増 やま 山 ひろし 弘	再任 社外 取締役	10回/10回 (100%)
9	た 多 だ 田 ひとし 斎	再任 社外 独立 取締役	10回/10回 (100%)

1

ふじ 原 まさ ひろ
藤 原 政 博

1946年11月14日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 当社設立
代表取締役社長

1991年 1月 有限会社ライトオン興産（現有限会
社藤原興産）設立

2002年 2月 当社営業本部長

2011年 8月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

藤原政博氏は、当社創業者であり、設立からの経営者としての豊富な経験と実績を活かして、経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

5,226,496株

取締役在任年数

38年

取締役会出席回数

13回／13回

2

よこ うち たつ はる
横 内 達 治

1966年1月3日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988年10月 井上斎藤監査法人（現有限責任 あず さ監査法人）入所	2005年 8月 当社管理部長
1992年 8月 公認会計士登録	2007年10月 当社店舗開発部長兼管理部管掌
2000年 8月 当社入社	2008年11月 当社店舗開発部長
管理本部長	2009年 8月 当社管理本部長兼店舗開発部長
2000年11月 当社取締役	2011年 8月 当社代表取締役社長兼管理本部長
2001年11月 当社常務取締役	2015年 2月 当社代表取締役社長
	2018年 4月 当社取締役副会長（現任）

取締役候補者とした理由

横内達治氏は、当社において要職を歴任した後、2011年8月より2017年3月まで代表取締役社長を務めました。その豊富な経験と実績を活かし、持続的な企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

94,281株

取締役在任年数

18年

取締役会出席回数

13回／13回

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

3

かわ さき じゅん ぺい
川 崎 純 平

1980年3月6日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2002年10月	当社入社	2017年11月	当社取締役
2011年8月	当社執行役員経営企画部長	2017年11月	当社経営推進本部長兼業務改革室長 兼Eコマース部長
2016年3月	当社執行役員業務改革室長	2018年4月	当社代表取締役社長兼経営推進本部長
2017年6月	当社執行役員経営企画本部副本部長 兼業務改革室長	2018年6月	当社代表取締役社長兼管理本部長 (現任)
2017年8月	当社執行役員経営企画本部副本部長兼 業務改革室長兼Eコマース部長		

取締役候補者とした理由

川崎純平氏は、当社の経営企画部門での豊富な経験と実績を有しており、2018年4月より代表取締役として当社を指揮しております。経営に関する幅広い知見を活かし、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

14,446株

取締役在任年数

1年

取締役会出席回数

10回/10回

4

ふじ 藤 わら 原 ゆう 祐 すけ 介

1977年2月23日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1999年4月	東邦レーヨン株式会社（現帝人株式会社）入社	2013年8月	当社営業本部長兼フラッシュリポート事業部長兼チャイム事業部長
2004年6月	当社入社	2015年2月	当社エンタープライズ本部長兼業態開発部長
2005年8月	当社マーケティング部長	2015年8月	当社エンタープライズ本部長兼店舗開発部長
2005年11月	当社取締役（現任）	2016年8月	台湾萊特昂股份有限公司設立 董事長（現任）
2007年8月	当社商品調達部長兼マーケティング部長	2017年6月	当社経営企画本部長兼海外事業部長
2009年8月	当社営業本部長兼商品部長兼マーケティング部長	2017年11月	当社店舗開発・海外事業本部長（現任）
2010年11月	当社営業本部長兼マーケティング部長		
2011年2月	当社営業本部長		

取締役候補者とした理由

藤原祐介氏は、当社の営業部門での豊富な経験と実績を有しており、商品、販促、店舗開発、新規事業等に関する幅広い知見を活かしていただくため、引き続き取締役候補者とすることが適当であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

1,740,058株

取締役在任年数

13年

取締役会出席回数

13回／13回

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

5

いし だ じゅん いち
石 田 淳 一

1966年6月7日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年11月 当社入社	2017年 8月 当社商品本部長
2010年11月 当社執行役員店舗運営部長	2018年 4月 当社店舗運営本部長（現任）
2013年11月 当社取締役（現任）	
2013年11月 当社店舗運営本部長	
2016年 3月 当社商品本部長兼商品調達部長	

取締役候補者とした理由

石田淳一氏は、当社の営業部門での豊富な経験と実績を有しており、商品、店舗運営等に関する幅広い知見を活かしていただくため、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

14,150株

取締役在任年数

5年

取締役会出席回数

13回/13回

6

い ずみ たかし
和 泉 崇

1975年1月23日生

新任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2000年 1月 株式会社ヨウジヤマモト入社	2017年11月 当社執行役員メンズ商品部長
2002年 6月 株式会社ビームス入社	2018年 4月 当社執行役員商品本部長兼メンズ商品部長
2011年 3月 リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社入社	2018年 6月 当社執行役員商品本部長兼メンズ商品部長兼ノーティードッグ商品部長
2013年 3月 株式会社チチカカ入社	2018年 8月 当社執行役員商品本部長兼メンズ商品部長兼キッズ商品部長兼ノーティードッグ商品部長（現任）
2015年 2月 株式会社イトーヨーカ堂入社	
2017年 8月 当社入社 当社メンズ商品部長	

取締役候補者とした理由

和泉 崇氏は、アパレル業界において、商品の企画や生産等に関する豊富な経験を有しており、その幅広い知見を当社の商品戦略に活かしていただくため、取締役候補者とするのが適当であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

取締役在任年数

一年

取締役会出席回数

-

7

小濱裕正

1941年3月12日生

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1965年4月	株式会社主婦の店ダイエー（現株式会社ダイエー）入社	2015年3月	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社代表取締役会長
1997年5月	株式会社ダイエー専務取締役		
2000年9月	株式会社カスミ顧問	2015年5月	マックスバリュ関東株式会社取締役
2001年5月	同社代表取締役副社長	2015年11月	当社社外取締役（現任）
2002年3月	同社代表取締役社長	2017年3月	株式会社カスミ取締役会長（現任）
2010年3月	同社代表取締役会長	2018年5月	日本チェーンストア協会会長（現任）
2011年10月	株式会社ワンダーコーポレーション取締役会長		

社外取締役候補者とした理由

小濱裕正氏は、小売業界において、経営者としての豊富な経験を有しており、社外取締役として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化、企業価値や経営の透明性をさらに向上させられるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

社外取締役在任年数

3年

取締役会出席回数

13回/13回

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

8

ます
増 山ひろし
弘

1954年7月5日生

再任

社外

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年4月	株式会社常陽銀行入行	2009年6月	同行常務執行役員東京営業部長
1998年6月	同行日高支店長	2012年6月	同行常務執行役員営業本部副本部長
1999年10月	同行融資審査部次長	2013年6月	常陽地域研究センター理事長
2001年11月	同行融資審査部副部長兼企業経営支援室長	2017年8月	株木建設株式会社取締役常務執行役員（現任）
2004年6月	同行営業統括部長	2017年11月	当社社外取締役（現任）
2006年6月	同行研究学園都市支店長		
2007年6月	同行執行役員研究学園都市支店長		

社外取締役候補者とした理由

増山 弘氏は、株式会社常陽銀行及びその関連会社において、要職を歴任し、様々な業種の数多くの経営者とかかわりながら経済の振興、活性化に力を尽くされてきました。幅広い見識と経験を有しており、社外取締役として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化、企業価値や経営の透明性をさらに向上させられるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

社外取締役在任年数

1年

取締役会出席回数

10回/10回

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年4月	野村証券株式会社入社	2015年4月	株式会社D S B情報システム代表取締役会長
1999年6月	同社取締役	2015年12月	株式会社D S Bソーシング代表取締役会長
2003年4月	同社常務取締役	2016年2月	株式会社だいこう証券ビジネス指名報酬諮問委員会委員
2003年6月	同社常務執行役	2016年4月	株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役会長
2006年4月	同社専務執行役	2017年4月	株式会社セレス社外取締役（現任） 株式会社だいこう証券ビジネス取締役相談役
2008年10月	同社執行役兼専務（執行役員）	2017年6月	同社相談役
2009年4月	同社執行役副社長	2017年11月	当社社外取締役（現任）
2010年6月	同社執行役副社長兼営業部門CEO		
2011年4月	同社COO兼執行役副社長		
2012年4月	同社取締役兼執行役会長		
2012年8月	同社常任顧問		
2013年4月	株式会社野村総合研究所顧問		
2013年6月	株式会社だいこう証券ビジネス代表取締役社長		
2013年12月	株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由

多田 齋氏は、野村証券株式会社及びその関連会社において、要職を歴任し、様々な業種の数多くの経営者とかかわりながら経済の振興、活性化に力を尽くされてきました。幅広い見識と経験を有しており、社外取締役として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化、企業価値や経営の透明性をさらに向上させられるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

社外取締役在任年数

1年

取締役会出席回数

10回/10回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小瀨裕正氏は、社外取締役候補者であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員に指定する予定であります。
3. 増山 弘氏は、社外取締役候補者であります。
4. 多田 斎氏は、社外取締役候補者であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員に指定する予定であります。
5. 当社は、小瀨裕正、増山 弘、多田 斎の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役永井俊博氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なが い とし ひろ
永 井 俊 博

1952年5月19日生

再任

社外

独立

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1983年8月	公認会計士登録	1993年11月	当社社外監査役（現任）
1989年4月	井上斎藤監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員就任	2016年1月	税理士法人NGI設立 代表社員就任（現任）
1991年4月	公認会計士永井俊博事務所設立 所長（現任）		
1992年7月	有限会社アシスト・ブレイン設立 代表取締役（現任）		

監査役候補者とした理由

永井俊博氏は、公認会計士として財務、会計及び税務に関する専門的見識と豊富な経験を有し、また1993年11月から当社の監査役を務めており、当社の事業内容に関する見識も有しております。これらを当社全体の監査に活かしていただけると考え、同氏を社外監査役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

43,775株

監査役在任年数

25年

監査役会出席回数

13回/13回

取締役会出席回数

13回/13回

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永井俊博氏は、社外監査役候補者であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員に指定する予定であります。
3. 当社は、永井俊博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 当社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬は、2005年11月18日開催の第26回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人部分は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額の範囲内で報酬等として新株予約権を付与することについても併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個（うち、取締役分は400個）を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数に

ついて行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、

取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- ③ 新株予約権の行使期間
新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より7年以内とする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
 - i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得に関する事項
 - i. 当社は、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が⑨の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ii. 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - iii. 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 iii. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定するものとする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定するものとする。

ix. 新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定するものとする。

⑧ 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ 新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権者の相続人は、当該新株予約権を承継せず、これを行行使することができない。
- ii. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑩ その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2017年8月21日から 2018年8月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2017年8月21日～2018年8月20日）におけるわが国経済は、各種政策の効果により企業収益、雇用情勢や所得環境に改善傾向が見られ、緩やかな回復傾向にありました。先行きに関しましては、引き続き緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動、各国の政策動向の影響が懸念される状況にあります。

このような状況の中、当社グループ（当社及び連結子会社）は「ブランディングの基礎を築き、ジーンズカジュアルのリーディングカンパニーを目指す」をスローガンに「地域No. 1店舗」としてお客様からご支持いただける店舗づくりに取り組んでまいりました。

商品面におきましては、ナショナルブランドとの取り組みを強化し、数多くの別注商品を展開するなど、品揃えの充実に努めました。プライベートブランドにおきましても、ラインナップを充実させた和紙デニムシリーズ、トレンドのシルエットを取り入れたSALAASAシリーズ等、ファッション性と機能性を兼ね備えた商品を提供することで、幅広いお客様にご満足いただける品揃えの実現を目指してまいりました。

販促活動におきましては、当社グループのキーアイテムであるジーンズをメインに、「商品の良さを伝える」積極的な情報発信を行い、ブランディング活動の一環として取り組んでまいりました。また既存の販促メディアから、SNS・デジタルメディアへの移行を推進することで、より多くのお客様へのアプローチを行い、来店客数の向上に努めました。

国内店舗展開におきましては、トリエ京王調布店（東京都調布市）をはじめ、11店舗の出店、29店舗の退店を実施し、当連結会計年度末店舗数は495店舗となりました。既存店舗におきましては、お客様がより見やすく選びやすい売場実現に向けたリニューアル、陳列什器の入れ替えやディスプレイ用マネキンの追加投入など、売場の活性化を積極的に行ってまいりました。

また、連結子会社の台湾萊特昂股份有限公司は、1店舗を出店し、当連結会計年度末店舗数は3店舗となり、グループ全体での新規出店は12店舗、退店数は29店舗、当連結会計年度末の店舗数は498店舗となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

売上概況といたしましては、上記のような施策に取り組んだことに加え、店舗での接客サービスの向上により、前期不振であったウィメンズ部門に回復傾向が見られ、客単価が前年を上回るなど、営業努力の成果もあり、シーズン立ち上げ期の春物商品や夏物商品は好調に推移いたしました。しかしながら、天候不順の影響もあり、秋物商品の販売が大きく苦戦したことや、下半期最大の商戦であるゴールデンウィーク期間においても客数を伸ばすことができず、売上高は76,798百万円となりました。

部門別では、ボトムス部門の売上高は26,184百万円、カットソー・ニット部門の売上高は23,555百万円、シャツ・アウター部門の売上高は12,890百万円となりました。

利益面につきましては、値下げロスを抑えたことにより売上総利益率が改善したこと、経費削減に努めたことにより、当連結会計年度の営業利益は1,202百万円、経常利益は1,036百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は457百万円となりました。

今後の見通しにつきましては、引き続き緩やかな景気回復が続くと期待されるものの、依然として通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等のリスクなど、不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社グループは、売上の伸長、収益性の改善を図るために商品力・売場提案力の向上による値引きに頼らない販売やE C事業の強化、S C M（サプライチェーンマネジメント）の推進や在庫適正化への取り組みを進めてまいります。また、設立40周年を迎えるにあたり、記念モデル商品の販売などお客様の購買意欲を高める様々なプロモーションを仕掛けてまいります。

これらの施策によって、幅広いお客様にご満足いただける品揃え、見やすく選びやすい魅力的な売場を実現し、また接客サービスの充実に努めることで選ばれ続ける「地域No.1店舗」を目指してまいります。

当連結会計年度において「原宿への営業本部機能の移転」、「外部人材の招聘」、「経営体制の変更」、「店舗・本部の組織改革」といった大きな施策を実行いたしました。この施策を次期以降は経営成績の向上という成果につなげてまいります。

次期の業績見通しにつきましては、売上高80,000百万円、営業利益2,000百万円、経常利益2,000百万円を見込んでおります。また、店舗のリニューアルに伴う固定資産除却損、閉店及び収益性の低下がみられた店舗についての減損損失など特別損失1,200百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては350百万円を見込んでおります。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

②設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、新規出店及び既存店の改装等を行ったことにより、出店時の敷金及び保証金を含め1,860百万円となりました。新規出店は、国内店舗では、トリエ京王調布店（東京都調布市）を含め11店舗、海外店舗では、1店舗となりました。

当連結会計年度における設備投資の主要なものは以下のとおりであります。

a) 当連結会計年度中に完成した主要設備	(連結貸借対照表計上額)	
トリエ京王調布店他		1,131百万円
店舗設備一式		
トリエ京王調布店他		489百万円
差入保証金		
システムの構築		24百万円
b) 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充	(連結貸借対照表計上額)	
店舗の新設他		24百万円
ソフトウェア一式		192百万円
c) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失		
改装店舗及び閉店店舗	店舗設備一式他	1,097百万円
つくば本社ビル	土地、建物	4,542百万円

③資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金及び自己資金により賄っております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

⑦吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 2015年8月期	第 37 期 2016年8月期	第 38 期 2017年8月期	第 39 期 2018年8月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	—	—	—	76,798
経 常 利 益 (百万円)	—	—	—	1,036
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	—	—	—	457
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	16.63
総 資 産 (百万円)	—	—	—	57,990
純 資 産 (百万円)	—	—	—	29,360
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	1,063.22

(注) 第39期より連結計算書類を作成しているため、第38期以前の各数値については記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 2015年8月期	第 37 期 2016年8月期	第 38 期 2017年8月期	第 39 期 2018年8月期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	78,228	86,462	80,028	76,623
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	2,284	3,677	△2,888	968
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	742	1,754	△4,421	298
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	27.30	64.35	△161.40	10.85
総 資 産 (百万円)	63,710	64,202	59,908	57,934
純 資 産 (百万円)	33,422	34,535	29,532	29,355
1株当たり純資産額 (円)	1,225.16	1,260.09	1,074.23	1,063.03

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
台湾萊特昂股份有限公司	29百万台湾ドル	100%	衣料品及び雑貨の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期的には収益性の改善が第一の課題と捉え、以下の主力テーマを掲げ、中期的な経営目標といたします。

- ・「ジーンズセレクトショップへビジネスモデルの転換を図る」
- ・「BACK NUMBERをグローバルブランドにする」
- ・「ECを成長戦略の中核としていく」

売上高 : 「全社売上高前年比 平均100%以上、EC関与売上10%」
既存店舗の収益改善、新店の出店基準の見直し、EC事業と実店舗の連動

在庫回転率 : 「在庫回転率3.6回転以上」
品番数・在庫の削減→見やすく、常に新鮮な売場

経常利益率 : 「経常利益率6%以上」
価格訴求型から価値訴求型へ、SCM推進による売上総利益率の向上

中期経営計画「NEXT36」の主要施策

1. 商品計画の精度向上

真の5適「適時・適品・適量・適所・適価」を実現するための「より細やかな商品計画（52週商品計画）」や「各店舗の特性を加味した商品計画（個店別商品計画）」など商品計画の精度向上。

2. 商品力の強化

「MD検証の強化による商品の差別化、あるべき商品の品揃えの実現」、「品質のさらなる向上、QRの仕組みづくりなどサプライチェーンの強化」、「ナショナルブランドの強化（デニムブランドをはじめとした圧倒的な品揃え）」など商品力の強化。

3. 販売力の強化

「教育の拡充、継続的な日々の研鑽による販売知識・技術の強化」や「お客様の声を商品・サービスの改善につなげる」など販売力の強化。

4. 販売促進の強化

「TVC M」、 「サイト・アプリの利便性の向上などC R Mの強化」、 「動画で商品の良さをわかりやすく表現（店頭、W E B、 S N S）」 など販売促進の強化。

5. ブランディングに向けて

「店舗設計・内装やインスタプロモーションの変革」、 「VMDの確立（見やすく買やすい売場の実現、プレゼンテーション能力の向上）」 などブランディングに向けた視覚的表現の統一。

6. 積極的なリニューアル

「既存店の活性化、売上増」と「好立地、大型区画への新規出店の可能性をひろげる」ための積極的なリニューアル。

7. Eコマース事業の本格化

「既存E Cの売上拡大（オムニチャネル化の推進、1 t o 1マーケティングへのシステム投資、コンテンツ強化、E Cロジスティクス業務の機能向上）」、「新規E C店舗の出店」、「越境E Cを含む海外展開」などEコマース事業の本格化。

8. ロジスティクスの進化

「物流機能の集約によるリードタイムの短縮」、「海外アソートの強化による国内物流加工費の削減」、「店舗作業の物流移管による店舗ローコストオペレーションの推進」などロジスティクスの進化。

9. 人材開発・教育

「将来に向けての積極的な人材投資（教育体系の整備、変革・挑戦する行動を評価する人事制度の構築・運用、現場への責任と権限の委譲、外部人材の積極招聘）」、「東京オフィスの機能強化（人材採用活動、商品企画の拠点としての機能を追加）」など人材開発・教育の強化。

10. 新たな出店への挑戦

「ライトオン業態に次ぐ柱となる業態の開発」、「海外出店」、「アウトレットモールへの出店」、「都市部への出店、旗艦店の開発」など新たな出店への挑戦。

上記計画のもと、当社グループは選ばれ続ける「地域N o. 1店舗」を目指し、幅広いお客様にご満足いただける品揃え、魅力的な販売促進活動、接客サービスの向上に努め、売上・利益の最大化、お客様から選ばれるジーンズセレクトショップとして企業価値向上に努めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2018年8月20日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社（台湾萊特昂股份有限公司）1社で構成され、ジーンズを中核アイテムとしたカジュアルウェア及び雑貨の販売を主たる業務としております。

当社は、ショッピングセンター型を主としたジーンズカジュアルの専門店であり、当事業年度末店舗数は495店舗となっております。

連結子会社（台湾萊特昂股份有限公司）は、台湾における衣料品及び雑貨の販売を主たる業務として2016年8月に設立し、当連結会計年度末店舗数は3店舗となっております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(6) 主要な事業所及び店舗 (2018年8月20日現在)

①当社

本社 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1

本部 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号 (2018年4月に開設)

店舗

地区	都道府県名	店舗数	地区	都道府県名	店舗数
北海道	北海道	22		三重県	8
東北	青森県	5	近畿	滋賀県	11
	岩手県	3		京都府	9
	宮城県	8		大阪府	22
	秋田県	3		兵庫県	23
	山形県	3		奈良県	8
	福島県	7		和歌山県	6
関東	茨城県	15	中国	鳥取県	2
	栃木県	11		島根県	3
	群馬県	8		岡山県	7
	埼玉県	28		広島県	13
	千葉県	33	四国	山口県	8
	東京都	31		徳島県	3
神奈川県	24	香川県	6		
中部	新潟県	6	九州	愛媛県	9
	富山県	3		高知県	2
	石川県	5		福岡県	27
	福井県	2	九州	佐賀県	3
	山梨県	4		長崎県	4
	長野県	9		熊本県	5
	岐阜県	13		大分県	7
	静岡県	13		宮崎県	4
	愛知県	36		鹿児島県	4
					沖縄県
			合計	495	

②子会社

台灣萊特昂股份有限公司

本社 台北市中正區忠孝東路二段88號

店舗 台北市 1、新北市 1、桃園市 1

(7) 使用人の状況 (2018年8月20日現在)

①企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比 増 減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	624名	—	33.6歳	10年6ヶ月
女 性	386名	—	30.1歳	7年9ヶ月
合計又は平均	1,010名	—	32.4歳	9年1ヶ月

- (注) 1. 上記使用人には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
 2. なお、契約社員の期末人数は405名、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数（1日8時間換算）は2,228名であります。
 3. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

②当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前事業年度末比 増 減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	621名	11名減	33.7歳	10年9ヶ月
女 性	370名	4名増	30.3歳	8年2ヶ月
合計又は平均	991名	7名減	32.5歳	9年9ヶ月

- (注) 1. 上記使用人には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
 2. なお、契約社員の期末人数は405名、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数（1日8時間換算）は2,217名であります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2018年8月20日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,310百万円
株 式 会 社 常 陽 銀 行	2,000
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,650
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,650
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	510
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	250
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2016年8月に設立した子会社（台湾萊特昂股份有限公司）の重要性が増したため、当連結会計年度から同社を連結の範囲に含め、連結決算に移行することといたしました。

2. 株式に関する事項（2018年8月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,631,500株
(自己株式 2,101,141株を含む)
- (3) 株主数 41,901名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
藤 原 政 博	5,226千株	18.98%
有 限 会 社 藤 原 興 産	4,873	17.70
藤 原 祐 介	1,740	6.32
藤 原 英 子	674	2.44
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	635	2.30
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	627	2.27
株 式 会 社 常 陽 銀 行	528	1.92
藤 原 亮 誠	462	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	439	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	381	1.38

(注) 1. 当社は、自己株式を2,101,141株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2017年11月17日開催の第38回定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 150個
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,000株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 920円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年11月25日から2027年11月16日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ①対象者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は社員であることを要する。
 - ②新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分は認められないものとする。
 - ③対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。
 - ④その他の権利行使に関する条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	150個	普通株式 15,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2017年11月17日開催の第38回定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 1,050個
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式105,000株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 920円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年11月25日から2027年11月16日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ①対象者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は社員であることを要する。
 - ②新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分は認められないものとする。
 - ③対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。
 - ④その他の権利行使に関する条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- ・当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社使用人	1,050個	普通株式 105,000株	12名

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年8月20日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤原 政博	
取締役副会長	横内 達治	
代表取締役社長	川崎 純平	管理本部長
取締役	藤原 祐介	店舗開発・海外事業本部長 台湾萊特昂股份有限公司董事長
取締役	石田 淳一	店舗運営本部長
取締役	小瀨 裕正	株式会社カスミ取締役会長 日本チェーンストア協会会長
取締役	増山 弘	株木建設株式会社取締役常務執行役員
取締役	多田 斎	株式会社セレス社外取締役
常勤監査役	大友 博雄	
常勤監査役	三浦 憲之	
監査役	永井 俊博	公認会計士
監査役	平出 晋一	弁護士

- (注) 1. 取締役 小瀨裕正氏、増山 弘氏、多田 斎氏は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役 小瀨裕正氏、多田 斎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 永井俊博氏、平出晋一氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役 永井俊博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 永井俊博氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
横内 達治	取締役副会長	代表取締役社長	2018年4月1日
川崎 純平	代表取締役社長 兼 経営推進本部長	取締役経営推進本部長 兼 業務改革室長 兼 Eコマース部長	2018年4月1日
	代表取締役社長 兼 管理本部長	代表取締役社長 兼 経営推進本部長	2018年6月29日
石田 淳一	取締役店舗運営本部長	取締役商品本部長	2018年4月1日

5. 2017年11月17日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって、監査役 西川初雄氏は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	74百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	36百万円 (15百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (5名)	111百万円 (33百万円)

- (注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、2017年11月17日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいるためであります。
2. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内(但し、使用人部分は含まない。)であります。
(2005年11月18日 第26回定時株主総会決議)
3. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内であります。
(2002年11月18日 第23回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 小 濱 裕 正	株式会社カスミ 取締役会長 日本チェーンストア協会 会長	特別の関係はありません。
取締役 増 山 弘	株木建設株式会社 取締役常務執行役員	特別の関係はありません。
取締役 多 田 斎	株式会社セレス 社外取締役	特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 小 濱 裕 正	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 増 山 弘	就任以降の当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、主に金融・経済に関する専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 多 田 斎	就任以降の当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、主に金融・経済に関する専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 永 井 俊 博	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回及び監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。
監査役 平 出 晋 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回及び監査役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は会社及び子会社の業務執行が適正に行われるようにするため、内部統制システムの構築と会社及び子会社による法令及び定款遵守の体制の確立に努める。また、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、問題点の有無を取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管し、閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の所管部を管理部とし、管理部は、緊急時の連絡体制や行動指針を定めるとともに、企業経営において損失が発生するようなリスク情報については、管理部に集約され、リスクに対して適切かつ迅速に対応できる体制を整える。また緊急時には、リスク回避策及びリスク対応策を策定する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定機能と業務執行機能それぞれの機能を強化し、機動的・効率的な業務執行を行う。

また、定例取締役会を毎月開催するとともに必要に応じて適宜取締役会を開催し、取締役会には監査役が出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行の妥当性、効率性を検証するなどの経営監視を行う。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務部門から独立した内部監査室を設置し、使用人の業務執行状況の監査を行う。また取締役及び使用人がコンプライアンス違反行為等を認知し、それを通報又は告発しても、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない旨等の規程を整備し、社内不正行為の未然防止や早期発見を的確に行うため、全役職員に周知徹底を図る。

⑥会社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

会社と子会社とで毎週開催される電話会議において、一般的な業務執行に関する事項やリスク管理について報告等がなされ、毎月1回開催される経営会議において、重要な決定事項について協議することで、機動的・効率的な業務執行を行う。

経営会議には、会社の海外担当役員、子会社の取締役等、業務を執行する使用人のほか、監査役が出席することで、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑧ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人の任命・異動・人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得るものとする。また監査役を補助すべき使用人の人事考課は、監査役が行う。

監査役の職務を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

代表取締役及び担当取締役並びに執行役員は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を行う。

また取締役、執行役員並びに使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。

上記の監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会・経営会議等のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は執行役員もしくは使用人にその説明を求めることができる。また会計監査人及び内部監査室とは相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

⑫財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、必要な体制を内部監査室に設置する。内部監査室は、財務報告に係るプロセスの統制が有効に機能しているかを定期的に評価し、その評価結果を代表取締役役に報告する。

⑬反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、不当要求には応じず、裏取引や資金提供は一切行わないものとする。

反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、法的に対応する。

反社会的勢力への対応については、組織全体として対応し、対応する従業員の安全を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

「コンプライアンス規程」に基づき、従業員に対し、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、「内部通報制度規程」に定める内部通報の制度についても、従業員に対する周知を継続的に行っております。

②リスクマネジメント

「リスク管理マニュアル」に基づき、リスク回避及びリスク低減に努めました。また、「非常時対応マニュアル」を整備し、災害時の対応などについて、従業員への周知を図りました。

③内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正化に努めました。

④財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を重視しつつ、業績に裏付けられた利益還元を志向してまいりの方針であります。

内部留保金につきましては、今後の事業展開に対応した財務体質の強化を図り事業拡大に努めるよう有効に活用してまいります。

この方針と業績とを総合的に勘案し、当事業年度の配当につきましては、1株当たり20円（中間配当10円、期末配当10円）といたしました。

連結貸借対照表

(2018年8月20日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,659	流 動 負 債	17,047
現金及び預金	17,865	支払手形及び買掛金	1,435
受取手形及び売掛金	1,730	電子記録債務	7,460
商 品	14,587	1年内返済予定の長期借入金	3,840
繰延税金資産	706	未 払 金	1,147
未 収 入 金	1,482	未 払 法 人 税 等	519
そ の 他	287	賞 与 引 当 金	486
固 定 資 産	21,331	ポ イ ン ト 引 当 金	143
有 形 固 定 資 産	9,824	資 産 除 去 債 務	47
建物及び構築物	7,152	そ の 他	1,968
土 地	760	固 定 負 債	11,581
そ の 他	1,911	長期借入金	8,630
無 形 固 定 資 産	562	繰延税金負債	218
ソフトウェア	351	資 産 除 去 債 務	2,559
そ の 他	210	そ の 他	173
投資その他の資産	10,944	負 債 合 計	28,629
投資有価証券	257	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	320	株 主 資 本	29,216
敷金及び保証金	10,262	資 本 金	6,195
そ の 他	120	資 本 剰 余 金	6,403
貸倒引当金	△16	利 益 剰 余 金	19,306
資 産 合 計	57,990	自 己 株 式	△2,689
		その他の包括利益累計額	54
		その他の有価証券評価差額金	41
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	10
		退職給付に係る調整累計額	2
		新 株 予 約 権	90
		純 資 産 合 計	29,360
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	57,990

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2017年8月21日から
2018年8月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		76,798
売上原価		39,528
売上総利益		37,269
販売費及び一般管理費		36,066
営業利益		1,202
営業外収益		
受取家賃	38	
受取手数料	43	
その他	46	129
営業外費用		
支払利息	74	
賃貸費用	33	
為替差損	36	
控除対象外消費税等	109	
その他	41	295
経常利益		1,036
特別利益		
固定資産売却益	367	
移転補償金	20	
新株予約権戻入益	4	393
特別損失		
固定資産除却損	170	
店舗閉鎖損失	65	
減損損失	345	582
税金等調整前当期純利益		847
法人税、住民税及び事業税	351	
法人税等調整額	38	390
当期純利益		457
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		457

連結株主資本等変動計算書

(2017年8月21日から
2018年8月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2017年8月21日 期首残高	6,195	6,481	19,398	△2,835	29,240
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△549		△549
親会社株主に帰属する当期純利益			457		457
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△78		146	68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△78	△91	146	△23
2018年8月20日 期末残高	6,195	6,403	19,306	△2,689	29,216

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損	延 滞 益	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 金 等 累 計 額		
2017年8月21日 期首残高	44	△0	4	△21	27	81	29,349
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△549
親会社株主に帰属する当期純利益							457
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3	0	5	23	26	9	35
当 期 変 動 額 合 計	△3	0	5	23	26	9	11
2018年8月20日 期末残高	41	0	10	2	54	90	29,360

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

貸借対照表

(2018年8月20日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,782	流 動 負 債	17,022
現金及び預金	17,746	支払手形及び買掛金	1,435
受取手形及び売掛金	1,728	電子記録債務	7,460
商 品	14,491	1年内返済予定の長期借入金	3,840
繰延税金資産	706	未 払 金	1,133
未 収 入 金	1,505	未 払 法 人 税 等	519
そ の 他	855	賞 与 引 当 金	486
貸倒引当金	△251	ポ イ ン ト 引 当 金	143
固 定 資 産	21,152	資 産 除 去 債 務	47
有 形 固 定 資 産	9,653	そ の 他	1,957
建物及び構築物	7,024	固 定 負 債	11,556
土 地	760	長 期 借 入 金	8,630
そ の 他	1,868	繰 延 税 金 負 債	206
無 形 固 定 資 産	562	資 産 除 去 債 務	2,546
ソフトウェア	351	そ の 他	173
そ の 他	210	負 債 合 計	28,579
投資その他の資産	10,936	純 資 産 の 部	
投資有価証券	257	株 主 資 本	29,223
前払年金費用	318	資 本 金	6,195
敷金及び保証金	10,257	資 本 剰 余 金	6,403
そ の 他	120	資 本 準 備 金	1,481
貸倒引当金	△16	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,921
資 産 合 計	57,934	利 益 剰 余 金	19,313
		利 益 準 備 金	78
		そ の 他 利 益 剰 余 金	19,235
		別 途 積 立 金	4,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,235
		自 己 株 式	△2,689
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	42
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	41
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		新 株 予 約 権	90
		純 資 産 合 計	29,355
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	57,934

損益計算書

(2017年8月21日から
2018年8月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		76,623
売上原価		39,471
売上総利益		37,152
販売費及び一般管理費		35,781
営業利益		1,370
営業外収益		
受取家賃	38	
受取手数料	50	
その他	47	136
営業外費用		
支払利息	74	
賃貸費用	33	
貸倒引当金繰入額	251	
控除対象外消費税等	109	
その他	69	538
経常利益		968
特別利益		
固定資産売却益	367	
移転補償金	20	
新株予約権戻入益	4	393
特別損失		
固定資産除却損	170	
店舗閉鎖損失	65	
減損損失	345	
関係会社株式評価損	100	682
税引前当期純利益		679
法人税、住民税及び事業税	351	
法人税等調整額	29	381
当期純利益		298

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2017年8月21日から
2018年8月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 株	主 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
						別 立 積 金	途 金	繰 上 金			
2017年8月21日 期首残高	6,195	6,481	-	6,481	78	4,000	15,486	19,564	△2,835	29,406	
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当							△549	△549		△549	
当 期 純 利 益							298	298		298	
準備金から剰余金への振替		△5,000	5,000								
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0	
自 己 株 式 の 処 分			△78	△78					146	68	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	-	△5,000	4,921	△78	-	-	△250	△250	146	△182	
2018年8月20日 期末残高	6,195	1,481	4,921	6,403	78	4,000	15,235	19,313	△2,689	29,223	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額	繰 上 金	延 滞 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
2017年8月21日 期首残高	44	△0	44	81	29,532	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△549	
当 期 純 利 益					298	
準備金から剰余金への振替						
自 己 株 式 の 取 得					△0	
自 己 株 式 の 処 分					68	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3	0	△2	9	6	
当 期 変 動 額 合 計	△3	0	△2	9	△176	
2018年8月20日 期末残高	41	0	42	90	29,355	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年10月16日

株式会社ライトオン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 津 大 次 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライトオンの2017年8月21日から2018年8月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライトオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2018年10月16日

株式会社ライトオン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 津 大 次 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライトオンの2017年8月21日から2018年8月20日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年8月21日から2018年8月20日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年10月19日

株式会社ライトオン監査役会

常 勤 監 査 役 大 友 博 雄 ㊟

常 勤 監 査 役 三 浦 憲 之 ㊟

監 査 役 永 井 俊 博 ㊟

監 査 役 平 出 晋 一 ㊟

(注) 監査役 永井俊博及び平出晋一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

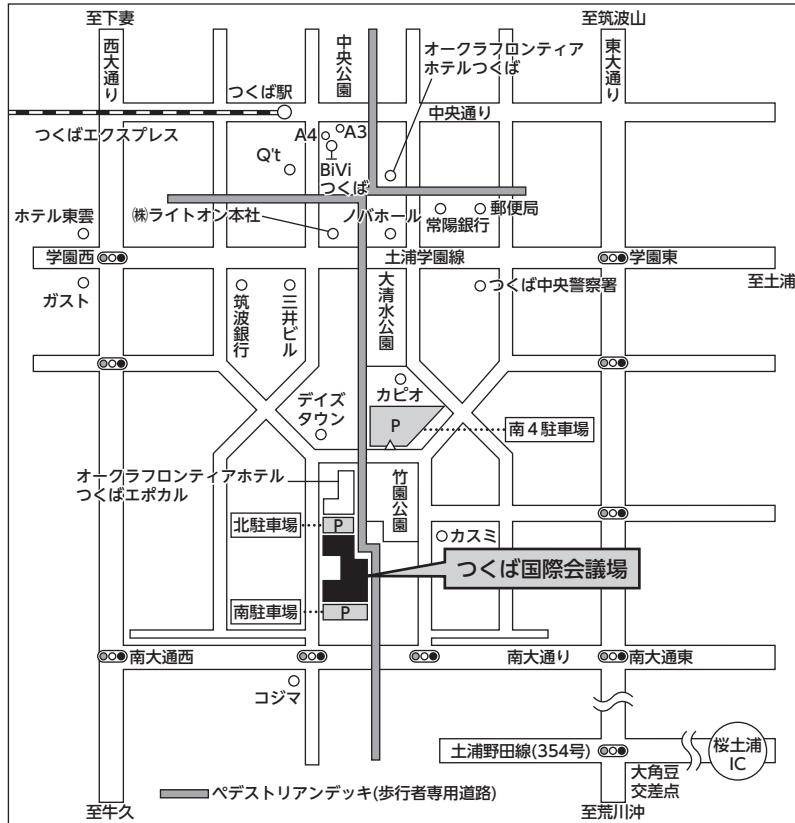
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

茨城県つくば市竹園2丁目20番3号
 つくば国際会議場3階 中ホール300
 電話 029 (861) 0001



～交通のご案内～

- つくばエクスプレスご利用の場合
 「つくば駅」下車。A3、A4出口より徒歩約12分。
- JR常磐線ご利用の場合
 土浦駅またはひたち野うしく駅より「つくばセンター」行バス。(所要時間約25分)
 「つくばセンター」下車。徒歩約12分。
- 東京駅より高速バスご利用の場合
 東京駅八重洲南口 → つくばセンター (所要時間約60分)
 「つくばセンター」下車。徒歩約12分。
- お車で常磐高速道路ご利用の場合

